

## 三次河川国道事務所 Twitter（ツイッター）運用ポリシー

### 1. 目的

本ポリシーは、三次河川国道事務所が取得した公式ツイッターアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

### 2. 基本ポリシー

公式ツイッターアカウントの運用は、三次河川国道事務所が管理する江の川水系、灰塚ダム、国道54号、中国横断自動車道尾道松江線、国営備北丘陵公園、その他事業箇所における防災情報やイベント情報を地域住民等に広く提供することを基本ポリシーとする。

### 3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) ツイッター：ユーザーが「ツイート」（140文字以内の短文）を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービス
- (2) 公式ツイッター：三次河川国道事務所が設置・運営するツイッターユーザー名及びアカウント
- (3) アカウント：ツイッターを設置・運営するために取得した権利及びユーザー名のこと
- (4) ツイート：ツイッターに投稿する文章のこと
- (5) 公式ツイート：公式ツイッターから投稿するツイートのこと
- (6) フォロー：他のユーザーのツイートの自動受信するように設定すること
- (7) リプライ：ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信すること
- (8) リツイート：ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信すること

### 4. 運用方法

公式ツイッターの運用主体は三次河川国道事務所、アカウントの管理は調査設計課長とし以下のとおり運用することとする。

#### (1) 発信する情報

事務所管内における防災情報、イベント情報等を発信することを基本とする。  
発信する情報の範囲は以下野とおりとする。

- イ) 江の川水系及び灰塚ダムにおける、雨量・水位情報等
- ロ) 洪水予報・水防警報等の防災情報
- ハ) 災害発生や通行止めなどの周知する必要性の高い情報
- ニ) 所管施設で開催されるイベント情報
- ホ) その他、地域住民へ周知する必要性が高い情報

(2) ツイートの作成担当

ツイートする文書は、三次河川国道事務所ホームページに掲載されている情報を保管するものであり、調査設計課、河川管理課、道路管理課、工務課、公園課が作成する。

(3) 発信にあたっての留意点

誤解を与えない、分かりやすく簡潔な情報発信に努め、信頼性が確保できない情報は発信しない。

(4) 発信手順

情報の発信にあたっては、三次河川国道事務所長あるいは代行する者の確認を得た上、適時公式アカウントでツイートする。

(5) 他アカウントのフォロー等

公式ツイッターアカウントは、原則として情報発信のみを行うものとする。リプライやリツイートは行わないが、公共機関もしくは、公共機関に準ずる機関へのフォローやリツイートは、行うことがある。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式ツイッターのプロフィールに三次河川国道事務所公式ウェブサイト（以下、事務所ウェブサイト）にリンクさせ、運用ポリシーを参照できるようにする。また、ツイッターのユーザー名を事務所ウェブサイトに明示する。

なりすましを発見した場合は、事務所ウェブサイトにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(7) 利用の促進

利用者が三次河川国道事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため、「公共機関アカウント」に登録する。

(8) ツイートに記載するリンク先

ツイートに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則、事務所ウェブサイトとする。

(9) 状況の監視

運用するツイッター画面の状況について、異常がないか適宜確認を行う。

## 5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は管理所ウェブサイトに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式ツイッターにより周知する。

## 6. その他

情報発信については、「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成23年度4月5日内閣官房、総務省、経済産業省）に基づき、運営する。

公式ツイッターについて、何らかの理由で不都合等が生じた場合は、運営を中止し、アカウントを削除することがある。